

警報等発令時の対応について

「警報」「特別警報」(ともに波浪・高潮警報は除く)が発令された場合は次のように対応すること。

【登校時】

◇高梁地域に発令された場合

- (1) 午前6時00分までに解除されなかった場合は、『自宅待機』する。
- (2) 午前7時00分までに解除されなかった場合は、『休校』となるので家庭学習に努めること。
なお、登校しようとしても公共交通機関などの都合により登校手段が確保できない場合速やかに学校に届けること。

◇生徒の居住地に発令され、高梁地域に発令されていない場合

- (1) 午前9時00分までに学校に届け出ること。
- (2) 解除後、安全な手段で速やかに登校すること。(それまでは自宅待機とする)
なお、登校しようとしても公共交通機関などの都合により登校手段が確保できない場合は、速やかに学校に届けること。

◇高梁地域・居住地ともに発令されていないが、登校する際の経由地に発令されている場合

- (1) 午前9時00分までに学校に届け出ること。
- (2) 解除後、安全な手段で速やかに登校すること。(それまでは自宅待機とする)
なお、登校しようとしても公共交通機関などの都合により登校手段が確保できない場合は、速やかに学校に届けること。

◇公共交通機関が運休している場合

安全な場所で待機し、運転再開後、速やかに登校すること。

【授業時】

◇高梁地域に発令された場合

- (1) 交通機関の安全を確認後、速やかに帰宅すること。
- (2) 交通機関の安全が確保できない場合は、確保できるまで学校で待機すること。

◇生徒の居住地に発令され、高梁地域に発令されていない場合

- (1) 保護者は「警報」「特別警報」が発令されたことを学校に届け出ること。
- (2) 生徒は交通機関の安全が確保できるまで学校で待機すること。